

新潟県職業能力開発審議会の目的と概要

(設置の目的)

新潟県職業能力開発審議会は、職業能力開発促進法第 91 条第 1 項の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議するため、職業能力開発審議会条例に基づき設置されています。

(組 織)

委員は 15 人以内で組織することとなっています。

現在、関係労働者を代表する方 5 名、関係事業主を代表する方 5 名及び学識経験のある方 5 名から就任をいただいています。

(委員の任期)

任期は 2 年であり、現在の委員は令和 4 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日が任期となります。

(会長及び会長代理)

会長及び会長代理は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員が互選し、会長は、審議会を代表し、会務を総理します。

会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理します。

(事務局)

産業労働部雇用能力開発課が務めています。